

島田市協働のまちづくり推進事業費補助金 交付事業募集要項

(令和3年度実施分)

- 事業拡大や団体の自立に向けて市民活動団体が市民協働の観点から実施する自主的で公益的な事業を最長7年かけて支援、育成する制度です。地域の活性化や課題解決の推進につながる、市民活動団体が主体的に行う多様で柔軟な事業提案を募集します。
- 提出書類記入の仕方等について説明しますので、検討する団体はお早めに一度市民協働課へ御連絡ください。

募集期限

- 【活動開始支援】 4月7日（水）から先着順受付中
【育成・推進・拡大 支援】 4月7日（水）～5月7日（金）まで

【問い合わせ先】

〒427-8501

島田市中心1番の1

島田市役所 地域生活部 市民協働課 協働推進担当

Tel 0547-36-7402

目 次

1	島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業の目的	3
2	応募者の資格団体	3
3	事業の応募要件	4
4	補助金の種類、補助金額、交付回数の制限等	4
5	対象経費	5
6	応募方法	6
7	審査・選考方法	6
8	選考結果	7
9	変更承認申請	8
10	補助事業終了時に関して	8
11	公開事業報告交流会	9
12	情報公開	9
13	根拠	9
14	その他	9

別添1

令和2年度実施島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業の事務フロー図	10
---------------------------------------	----

※新型コロナウイルス集団発生防止のお願い※

応募団体は、事業計画の策定時や事業を実施する際には、最新の社会情勢の把握に努め、密閉・密集・密接の3つの密を避けて計画または活動、「新しい生活様式」・「静岡県イベント開催におけるチェックリスト」に沿って計画または活動するなど、新型コロナウイルス集団発生防止をしてください。

※新型コロナウイルス集団発生防止対応策についても厳しく評価します。

1 島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業の目的

島田市総合計画に掲げる協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの推進を活動の目的とする広く市民に開かれた団体の自立に向けて、主体的に取り組む事業で公益性を有するものに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとします。当該団体が行う事業を最長7年かけて支援、育成し団体の自立を促します。

2 応募者の資格団体

募集の対象となる団体は、要綱第2条第1項の規定に掲げる団体とします。

以下の全ての項目に該当すること。

- (1) 市内に活動の拠点を置く団体であること。
- (2) 公益の増進に寄与することを目的とする団体であること。
- (3) 活動の全てが特定の個人又は団体の利益を目的としない団体であること。
- (4) 団体の運営に関する書類等を公開できる団体であること。
- (5) 5人以上の者で組織する団体であること。
- (6) 加入及び脱退が自由な団体であること。
- (7) 政治的又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること。

3 事業の応募要件

募集の対象となる事業は、要綱第2条第2項の規定に掲げる事業とします。

(1) 交付の対象

以下の全ての項目に該当すること。

- ア 公益を目的とするものであること。
- イ 地域課題の解決が図られるものであること。
- ウ 島田市総合計画の施策に沿って提案されたものであること。
- エ 市民活動団体の特性を生かした先駆的又は新たな視点による取組であること。

- (2) 当該交付の対象に関し、市からこの補助金以外の補助金等を受けている事業は、補助金の交付の対象としないものとする。

4 補助金の種類、補助金額、交付回数の制限等

補助金の種類、補助金額、交付回数の制限等（下表のとおり）

種類	活動開始支援 【スタートアップ】	活動育成支援 【ホップ】	活動推進支援 【ステップ】	活動拡大支援 【ジャンプ】
補助事業の内容	発足後5年未満の団体が活動を円滑に開始し、軌道に乗せることを目的とした事業	団体の自立を促進し、活動を継続していくことを目的とした事業	団体がこれまで行ってきた活動の拡充又は発展を図ることを目的とした事業	団体がこれまでの補助対象事業を継承し、新たな活動の範囲の拡大を図ること又は団体同士の連携につなげることを目的とした事業
上限額	5万円	10万円	20万円	30万円
補助率	3/4以内	2/3以内	2/3以内	1/2以内
対象団体	この要綱に基づく補助金を受けたことのない発足後5年未満の団体	—	活動育成支援補助金の交付を2回受けた団体	活動育成支援補助金の交付を2回受けた団体
交付回数	同一団体 1回のみ	同一団体 2回まで	同一団体 2回まで	同一団体 2回まで
審査方法	書類審査	審査委員会にて審査	審査委員会にて審査	審査委員会にて審査

※ この補助金を初めて受ける団体については、「活動開始支援」又は「活動育成支援」のどちらかに申請することができます。

※ 「活動育成支援」「活動推進支援」「活動拡大支援」については順に2回ずつ交付を受けることができます。（平成28年度以後に交付された回数を数えるものとします。）

※ 申請した団体の構成員の7割が当年度及び前年度に申請又は交付した団体の構成員と同一であると認められる場合は、団体の名称が異なっても、同一の団体とみなします。

5 対象経費

事業を行うために直接必要な経費（下表のとおり）

項 目	対 象 と な る 経 費
講 師 謝 礼 等	外部講師及び専門的技術を有する協力者への謝礼等
宿 泊 費 及 び 交 通 費	(1) 外部講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費（原則として実費とする。） (2) 事業実施に直接必要な交通費（自家用車を利用する場合を除く。）
消 耗 品 及 び 原 材 料 費	事業実施に直接必要な消耗品、原材料費等
食 糧 費	(1) 外部講師の食事代及び飲物代 ア 食事代は1人当たり500円、飲物代は1人当たり150円を上限とする。 イ 食事代は食事を提供することが社会通念上適当と認められる場合に限るものとする。 (2) 作業等従事者の飲物代（水分補給が必要な場合に限り、1人当たり150円を上限とする。）
燃 料 費	作業時に必要な機材、車両等の燃料費
印 刷 製 本 費	ポスター、チラシ、資料等の印刷、コピー代等
通 信 運 搬 費	事業の実施に係る連絡等に要する郵便料等
保 険 料	参加者等に係る保険料
使 用 料 及 び 賃 借 料	会場使用料及び車両、機材等の借上料
そ の 他 経 費	審査会での意見を聴いて、市長が適当と認めたもの

※ 補助金の対象経費は、領収書（宛名及び内訳が記入されたもの）またはその写しにより事業の実施団体が支払ったことが確認できるものでなければ認められません。

※ 食糧費の上限金額は税込です。

※ 次に該当する経費は、補助金の対象となりません。

- (1) 備品購入に要する経費
- (2) 団体のメンバーに対する謝礼等
- (3) 団体のメンバーに対する食事代及び飲物代（ただし、水分補給が必要な場合に限り、1人当たり税込150円を上限として認めるものとする。）
- (4) 団体の維持・運営に要する経費（事務所の家賃や光熱水費、事務局員の通常の業務に係る人件費、慰労会費、関係団体への会費など）
- (5) ポイントや商品券で支払った経費
- (6) 市からの通知「交付決定通知書」が届く前に支払った経費

6 応募方法

(1) 募集期限

【活動開始支援】

令和3年4月7日（水）から先着順受付中（今年度交付枠の範囲内で交付）

※ 交付状況については、市民協働課へお問い合わせください。

【活動育成・活動推進・活動拡大 支援】

令和3年4月7日（水）～5月7日（金）まで（郵送の場合も最終日必着）

(2) 提出書類

① 交付申請書（様式第1号）

※ ただし、概算払を申請する場合は、「①交付申請書（様式第1号）」の代わりに次の2点を提出

ア 交付申請書（様式第2号）

イ 資金状況調べ（様式第12号）

② 事業計画書（別記様式）

③ 収支予算書（様式第4号）

④ 会員名簿その他団体の組織の概要が分かる書類

・ 特に発足後5年未満の団体は設立年月日が分かる資料（規約・定款等）を提出

・ 法人については確定申告を行っている場合そのコピーを提出

⑤ 団体に活動の実績がある場合にあってはその内容が分かる書類

⑥ 活動効果及び今後の活動展開に関する調書（参考資料）

⑦ 新型コロナウイルス集団発生防止対応策についての調書（参考資料）

※ ①～⑦各1部ご提出ください。（ただし、ア・イは概算払いを申請する場合）

※ ④～⑤の書類は独自の様式で結構です。

※ 提出された書類はお返ししませんのでご了承ください。

(3) 提出方法

市民協働課へ直接提出又は郵送

※ 直接提出の場合は平日の8:30～17:15の間、市役所1階 地域生活部 市民協働課
で受け付けます。

7 審査・選考方法

(1) 審査内容

【活動開始支援】

必要に応じ現地調査を実施しながら、市民協働課において書類審査を行います。審査項目を満たしているかどうか点数を付して評価し適否を判断します。

【活動育成・活動推進・活動拡大 支援】

市民活動団体、学識経験者、市職員等で構成する「島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業審査委員会」において、書類審査・補助金を受けて実施する事

業内容についてのプレゼンテーション（5～10分程度）・審査委員からの質疑応答を実施し、審査項目を満たしているかどうか点数を付して評価し適否を判断します。

※ 応募団体によるプレゼンテーションの様子は一般公開されます。

開催日程 令和3年5月30日（日）（予定）

開催場所 島田市役所会議棟 2階 C会議室（予定）

※ 詳細は後日御連絡します

(2) 審査基準

審査については、次の項目を評価します。

開始支援	育成支援	推進支援	拡大支援	項目	判断基準
○	○	○	○	事業実現性	実施可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されているか。
○	○	○	○	独自・先駆性	市民活動団体ならではの新たな視点や柔軟な発想を生かした取組であるか。
○	○	○	○	公益性	事業の成果が広く社会一般の利益又は市民の利益となるものであるか。
○	○	○	○	課題解決	事業が地域の課題やニーズを的確に捉え、地域課題の解決を目指したもののか。
		○	○	拡充性	今まで実施してきた事業の拡充が図られているか。
		○	○	発展性	補助金を受けることで、団体や事業の発展が図られるか。
			○	波及効果	事業により他の団体との連携又は地域間の交流が促進され、その効果の波及が見込めるか。
			○	自立性	自立した団体・事業としての展望が見込めるか。

※ 収益事業を実施し、収益を得ている法人については、一般の市民活動団体との均衡を図る必要があるため、前年の確定申告（前年の確定申告を行っていない場合は中間申告又は前々年の確定申告）において法人税を納付している法人については、審査委員会委員の合計得点から一律で減点することとします。

(3) 審査委員会に向けた準備について

「活動育成・活動推進・活動拡大 支援」は以下2点を御準備ください。

- ・ プレゼンテーション時、資料を配布する場合は10部御準備ください。
- ・ パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合は、**CD-RまたはDVD-R**に発表用のデータを御準備ください

配布資料・発表用データの提出期限は令和3年5月26日（水）までを予定していますので御準備ください。（後日改めて御連絡します。）

8 選考結果

【活動開始支援】

応募書類受付け後、書類審査等を行い適正と判断されれば「交付決定通知書」を送付します。

【活動育成・活動推進・活動拡大 支援】

選考結果については令和3年6月中旬頃に文書にて通知します。

- (1) 交付事業として適正であると判断された団体について
→応募時の提出書類をそのまま申請書類とみなし、選考結果と同時に「交付決定通知書」を送付します。
- (2) 事業内容を修正して実施することを条件として補助金を交付すると判断された団体について
→応募時の提出書類（6(2)提出書類一式）を審査の意見を反映させた上で再提出してください。書類内容を確認し適正であれば「交付決定通知書」を送付します。

9 変更承認申請

交付決定後、事業の実施に伴い以下のいずれかの変更が生じた場合は、変更承認申請の手続きをしてください。

- ・ 事業の実施内容に変更がある場合
- ・ 補助対象経費の総額の20%を超える増減の変更が生じかつ補助金額にも変更が生じる場合

- (1) 提出書類
① 変更承認申請書（様式第7号）
② 変更事業計画書（別記様式）
③ 変更収支予算書（様式第4号）
※①～③各1部ご提出ください。
※提出された書類はお返ししませんのでご了承ください。
- (2) 提出方法 市民協働課へ直接提出又は郵送

10 補助事業終了時に関して

事業終了後、実績報告書類を提出してください。

- (1) 提出期限
① 事業完了の日から起算して30日以内
② 補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月8日（金）まで
※ 上記①・②のいずれか早い日までに提出
- (2) 提出書類
① 実績報告書（様式第9号）
② 事業実績書（別記様式）
③ 収支決算書（様式第4号）

- ④ 領収書（証）の写し
 - ⑤ 事業の実施について確認することができる写真
 - ⑥ 事業の実施に係る成果品等
- ※①～⑥各1部ご提出ください。
※提出された書類はお返ししませんのでご了承ください。

(3) 提出方法 市民協働課へ下記の書類を直接提出又は郵送

11 公開事業交流報告会

補助事業を実施した団体については、事業実施の翌年度に一般公開で事業報告を行っていただきます。

- (1) 日 程 令和4年3月26日（土）予定
- (2) 場 所 未定

※ 確定後、文書にて各団体にお知らせします。

12 情報公開

- ・御提出いただいた事業計画書（別記様式）及び事業実績書（別記様式）については本補助金の「公正性」「透明性」を高めるとともに市民活動の促進に資するため、市民に公開する場合がありますので御了承ください。
- ・補助金の交付決定をした事業に関する情報については島田市ホームページ等の広報手段により積極的に公表させていただきます。

13 根拠

- ・島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号）
- ・島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付要綱（平成17年島田市告示第6号）
- ・島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業審査委員会要綱（平成27年3月26日告示第48号）

14 その他

- ・応募に関する費用については、応募団体の負担とさせていただきます。
- ・採択されなかった場合、当該応募に関し市に対して一切の費用請求はできないものといたします。
- ・応募を検討されている団体からの問合せや質問等により、本募集要項の補足説明等が必要になった際には、島田市のホームページ上で掲載・公開いたしますので、御留意願います。
- ・ホームページを閲覧する環境にない団体については、島田市地域生活部市民協働課（市役所1階）に来訪いただければ、書面で閲覧できます。
- ・事業実施にあたって発生した事故やトラブル等は、団体の責任によって処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

令和3年度実施 島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業の事務フロー図

時期（予定）	項目	説明
4月頃 募集開始	<p>【活動開始支援】</p> <p>【育成・推進・拡大 支援】</p> <p style="text-align: center;">事業団体募集開始 募集期限 5月7日（金）まで</p> <p style="text-align: center;">※審査委員会の配布資料・発表データ準備</p> <p>書類審査のみ</p>	<p>【活動開始支援：スタートアップ】 ※4/7 から先着順受付中</p> <p>【活動育成支援：ホップ】 【活動推進支援：ステップ】 【活動拡大支援：ジャンプ】 ※4/7～5/7 まで受付</p>
5月末頃 事業団体選考と決定	<p>【育成・推進・拡大 支援】</p> <p style="text-align: center;">審査委員会</p>	<p>審査委員会</p> <p>【内容】 ・応募団体によるプレゼンテーション&質疑応答</p> <p>【開催日】 5月30日（日）</p> <p>【場所】 島田市役所会議棟 2階 C会議室（予定）</p> <p>【対象】 ・活動育成支援補助金 ・活動推進支援補助金 ・活動推進支援補助金</p>
6月中旬又は下旬頃 審査結果通知	<p>市から「審査結果」を通知</p> <p>（補助金応募書類を再提出：必要な団体のみ）</p> <p>市から「交付決定通知書」を通知</p> <p>補助金事業実施</p> <p>実績報告書類を提出</p> <p>市から「交付確定通知書」を通知</p> <p>補助金請求書類を提出</p> <p>市から補助金の支払い</p>	<p>※審査にて交付が適正と判断された団体については、市から「交付決定通知書」を送付。 ※審査にて一部事業内容の修正を出された団体については審査の意見を反映した上で応募書類を再提出すること。</p> <p>※実績報告書類は以下のいずれか早い日に市民協働課へ提出。 ・事業完了の日から30日以内 ・令和4年4月8日まで</p> <p>※補助金の支払いは振込対応となりますので、団体の預貯金口座開設を事前にお願ひします。</p>
令和4年3月頃 公開事業報告交流会	<p style="text-align: center;">公開事業報告交流会の開催 開催日 3月26日（土）予定</p>	<p>令和3年度の事業を振り返り、事業効果を検証するとともに団体同士の交流を図る。</p>

※書類がすべて整ってからはじめて受理しますので、書類に不備がないようよく御確認ください。